

ID: 171

担当部署: 産業課

処分の概要	分担金の減免等		
例規名 根拠条項	高根沢町営土地改良事業等の施行に伴う分担金徴収条例 第6条		
例規番号	昭和52年条例第12号		
【基準】 第6条の規定による。 (分担金の減免等) 第6条 天災地変その他特別の理由がある場合において必要があると認めるときは、分担金を減免し、又はその徴収を延期することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日